

経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号（ハ）-①～②の認定について

《手続きについて》

- ① 金融機関等に利用の相談をしてください。
市ウェブページから書式をダウンロードし、申請書・補助資料を作成して下さい。
- ② 必要書類を揃えて、商工観光課へ提出して下さい。
申請は金融機関による代理申請も可能です。その場合は委任状が必要です。
申請は電話による事前予約制です。（下記問合せ先参照）
予約なく来庁された場合、当日の予約状況等により、対応できない場合があります。
- ③ 認定書を申請の翌業務日以降に原則として郵送で交付いたします。
- ④ 認定証の申込期間内（市の認定日から30日以内）に、金融機関又は信用保証協会に対して保証申込をして下さい。

《認定要件》

セーフティネット保証5号の指定業種（以下「指定業種（※1）」という）に属する事業を最低1つは営んでいる上で、以下の要件を満たしていること。

利益率の様式

1. 認定要件（ハ）-①

指定業種のみを行っており、最近3か月（※2）の月平均売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少していること。

2. 認定要件（ハ）-②

指定業種と非指定事業に属する事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が全体の売上高の5%以上を占めており、かつ全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少していること。

※①～②のどの要件に当てはまるかは、認定要件確認用フローチャートを使用し、確認して下さい。

《提出書類》

※書類の「%表示」は小数点第2位を切り捨て、第1位まで記入すること。

提出書類		備考・注意事項	✓欄
【法人・個人共通】	1) 認定申請書	円単位で表記のこと。	
	2) 添付資料	実印を押印すること。月次の売上高等を記入すること。	
	3) 確定申告書(直近1期分)【写し】	【個人】青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告） 【法人】決算書及び法人事業概況説明書を併せて添付すること。	
	4) 最近3か月間の業種毎の売上高等を証明する資料	試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。 ※3か月合計や売上のみ記載ではなく、各月の業種毎の売上内容がわかる資料。	
	5) 4)の期間に対応する前年同期の業種毎の売上高等を証明する資料	試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。 ※3か月合計や売上のみ記載ではなく、各月の業種毎の売上内容がわかる資料。	
	6) 業種毎の最近1年間（※3）の売上が確認できる資料		
	7) 委任状（任意様式）	代理人（金融機関等）が認定申請手続きを行う場合は添付すること。	
【法人】	商業登記簿履歴事項全部証明書【写し】	インターネット取得のものでも可。	

注1) 必要に応じて、事業内容が分かる会社パンフレット類を求めることがあります。

注2) 複数の認定要件に当てはまる場合、どの要件で認定申請をしても構いません。

※1 指定業種…日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類で指定済の業種。詳しくは中小企業庁のホームページを参照。

※2 最近3か月間…申請月の前々月を含む3か月間 ※3 最近1年間…申請月の前々月を含む1年間。

（「最近3か月間」と「最近1年間」における直近の月は同じになります。）

問合せ先：八千代市商工観光課（Tel047-421-6761）